

公益事業に対する助成要綱

昭和51年4月 6日決 定
平成11年4月 1日一部改正
平成20年7月28日一部改正
平成21年7月31日一部改正
平成23年1月25日一部改正
平成23年8月16日一部改正

公益事業への助成等による自治宝くじの普及宣伝に関する基本的事項Ⅱ・
1・(1)・⑤に基づき、本会が実施する助成事業の助成の方法等は、原則として、この要綱に定めるところによる。

1 助成対象事業

助成の対象となる事業は、自治宝くじの広報に資する事業で、社会福祉、社会教育、青少年育成、安全安心その他公益の増進等に寄与すると認められ、かつ、次の2に掲げる助成対象団体が行う事業のうち、単年度で完了する事業とする。

2 助成対象団体

助成対象団体は、事業を計画に従って遂行するに足る能力と熱意を有すると認められる、原則として、下記の公益法人等とする。

- 公益法人認定法（※1）の規定により内閣総理大臣が認定した公益社団法人、公益財団法人
- 一般社団・財団法人法（※2）の規定により設立された一般社団法人・一般財団法人のうち公益法人認定法第21条に準じた情報の開示を行っている法人
- 整備法（※3）の規定により内閣総理大臣が認定した公益社団法人、公益財団法人あるいは内閣総理大臣が認可した一般社団法人、一般財団法人のうち公益法人認定法第21条に準じた情報の開示を行っている法人
- 整備法の規定による特例民法法人であって、公益社団法人又は公益財団法人に係る内閣総理大臣の認定あるいは一般社団法人又は一般財団法人に係る内閣総理大臣の認可の申請を行っている法人もしくは申請を計画している法人のうち公益法人認定法第21条に準じた情報の開示を行っている法人
- 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）の規定により厚生労働大臣が認可した社会福祉法人のうち公益法人認定法第21条に準じた情報の開示を行っている法人
- 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）の規定により内閣総理大臣が認証した特定非営利活動法人のうち公益法人認定法第21条に準じた情報の開示を行っている法人

- (※1) 公益法人認定法とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）」をいう。以下同じ。
- (※2) 一般社団・財団法人法とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）」をいう。以下同じ。
- (※3) 整備法とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）」をいう。以下同じ。

3 助成の方法

助成の方法は、以下に掲げる方法とする。

(1) 現物の寄附

(2) 助成金の交付

この場合は、原則として、精算払いとし、助成対象事業費の全額を交付するものとする。

4 申請の手続き及び決定等

(1) 助成申請

本会から助成を受けようとする者は、別添様式1による助成申請書に必要書類を添付して本会あて提出しなければならない。

(2) 決定

① 本会は、申請書を受理した場合は、全国自治宝くじ事務協議会が定める「公益法人社会貢献広報事業選定基準」に基づき申請に係る事業の審査を行い、「宝くじ助成金等審査会」の意見を聴き、理事会の議決により助成の適否を決定するものとする。

② 助成の適否を決定した場合は、申請者に対し文書で通知する。

(3) 助成の実行等

① 本会が行う現物の寄附は、助成対象団体に助成物件を引き渡すものとし、助成対象団体は、別添様式3による完了報告書を本会あて提出しなければならない。

② 本会が行う助成金の交付は、助成対象団体からの別添様式2による支払申請書及び別添様式3による完了報告書を審査の上、4(2)①に定める基準に適合すると認められるものに支払うものとする。

(4) 助成対象物件の管理

本会から助成した物件については、事業目的に沿って有効に活用し、適正な管理を行わなければならない。

様式1

文 書 番 号
年 月 日

財団法人 日本宝くじ協会
理事長 様

(申請者) 住所
氏名 (団体名及び代表者の職・氏名) 印

助成申請書

下記の事業を行いたいのので、助成を申請いたします。

記

- 1 事業名
- 2 助成金交付申請額 (消費税を除いた額) _____ 千円
- 3 助成を必要とする理由
- 4 助成事業の計画
 - (1) 事業の目的
 - (2) 事業費総額及びその収支予算計画
 - (3) 事業計画の内容
 - (4) 実施方法及び場所
 - (5) 事業の実施予定表
 - (6) 事業成果の公表の方法
 - (7) 事業の完了時期
- 5 助成事業の評価 (公益性、広報効果、効率性)
- 6 連絡先 (担当責任者及び事務担当者の所属、氏名、電話番号)
- 7 添付書類
 - (1) 登記簿謄本 (現在事項全部証明書)
 - (2) 定款又は寄附行為
 - (3) 役員名簿及び社員 (会員) 名簿 (退職した国家公務員が理事として従事している場合は、その氏名、退職年月日及び最終官職を明示すること。該当者の無い場合はその旨を明示すること。)
 - (4) 業務概況 (運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類)
 - (5) 最近の収支予算書・事業計画書及び決算書・事業報告書
 - (6) 法人の事業概要、役員構成、財政状況等に関する公表方法の説明書

様式2

文 書 番 号
年 月 日

財団法人 日本宝くじ協会
理事長 様

(申請者) 住所
氏名 (団体名及び代表者の職・氏名) 印

助成金支払申請書

年 月 日付日宝協発第 号をもって決定通知のあった下記助成事業については、別紙完了報告書のとおり完了したので、助成金の支払いを申請します。

記

1 助成金支払申請額 円
 本体事業費 円
 消 費 税 円
 合 計 円

2 事業名

3 助成金交付決定額 千円

4 振込先口座

金融 機関名	フリガナ	支店名	フリガナ						
	漢 字		漢字						
預金種別	普通・当座・その他 ()		口座番号						
口座 名義	フリガナ								
	漢 字								

5 連絡先

担当 責任者	所 属	連絡先	電 話	
	氏 名		F A X	

6 添付書類

- (1) 助成金の使途を証明する書類
- (2) 助成物件の引渡を証明する書類

様式3

文 書 番 号
年 月 日

財団法人 日本宝くじ協会
理事長 様

(申請者) 住所

氏名 (団体名及び代表者の職・氏名) 印

完了報告書

年 月 日付日宝協発第 号をもって決定通知のあった下記助成事業については、年 月 日完了したので報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の実施経過
- 3 事業内容及び成果
- 4 事業の評価 (公益性、広報効果、効率性)
- 5 事業の収支決算書

6 連絡先

担当 責任者	所 属	連絡先	電 話	
	氏 名		F A X	

7 添付書類

成果物又は成果が判断できる完成写真